

第13回（平成28年7月26日）

○福浦総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、手塚委員、加藤委員、大滝委員、宮井委員が御欠席となっております。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、堀部委員長にお願い申し上げます。

○堀部委員長 ただいまから、第13回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は4つです。

議題1「平成28年度検査計画について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 私からは、平成28年度検査計画につきまして、資料1に基づきまして、説明をさせていただきます。

まず、28年度検査計画は、これまで御決定いただいております行政機関等に対する定期的な検査に関する規則でありますとか28年度の監視監督方針を踏まえまして、28年度の今後の検査計画を定めていただくものでございます。

資料1につきましては、委員会で御承認を頂けましたら、委員会のウェブサイトで公表をしたいと考えてございます。

続きまして、検査計画の内容でございます。

まず、検査実施方針でございますけれども、行政機関に対しましては、行政機関等に対する定期的な検査に関する規則を定めていただいております、この中で行政機関が実施する個人番号利用事務を優先的に検査することになってございます。28年度につきましては、原則として、28年度中に行政機関の利用事務を一巡することを目標に検査をしたいと考えてございます。

続きまして、地方公共団体に対してでございますが、これまでの委員会における御議論を踏まえまして、地方公共団体の大規模、中規模、小規模、そういった規模でありますとか、特性ということで、特定個人情報の漏えい事案等の報告でありますとか、特定個人情報保護評価書の内容、マイナンバー苦情あっせん相談窓口への通報等を踏まえまして、検査対象を選定いたしまして、選択的に検査を実施したいと考えてございます。

なお、当然ながら特定個人情報の漏えい事案等が起きたら、必要に応じまして随時に検査を実施していきたいと考えてございます。

次に、検査実施予定数でございますけれども、行政機関につきましては5件、地方公共団体につきましても5件ということで、合わせて今後、10件の検査を実施してまいりたいと考えてございます。

28年度の検査計画につきましては、説明は以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見ををお願いします。

どうぞ、丹野委員。

○丹野委員 この中で、マイナンバー苦情あっせん相談窓口への通報というものがございまして、これは、やはりこういうところに集約されている情報を生かして、検査を実施す

る方向は非常にいいことだと思います。

○堀部委員長 他にございませんか。では、原案のとおり決定させていただきます。ありがとうございました。

次に、議題2「地方公共団体に対する説明会等の実施について」、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 資料2に基づいて説明をさせていただきます。

地方公共団体に対する説明会等の実施案ということでお諮りいたします。

当委員会では、地方公共団体における特定個人情報の取扱いについて、実態の把握に努めてまいりましたが、再度チェックが必要と思われる事項につきまして、別添「<再チェック>安全管理措置」としてとりまとめており、こちらにつきまして、地方公共団体の皆様に再確認していただくように広報を図ってまいりたいと考えております。

具体的な方法として、大きく2つございます。

1点目が組織のトップ、首長への周知・徹底ということでございまして、例えば全国市長会主催の会議等を活用して、首長への周知を図りたいと考えております。具体的には、10月中旬に全国市長会でブロックごとの会議が開催される予定で、その中で国の機関からの説明というものがございますので、お時間を頂いて、説明ができればということで、各ブロックの主催の幹事と交渉中でございます。このほか、全国町村会についても別途調整をしているところでございます。

2点目が事務担当者への周知・徹底ということでございまして、1点目は、社会保障・税番号制度担当者説明会ということで、7月25日からスタートしております説明会の際に周知を考えております。2点目は、今秋以降実施予定でございますけれども、個人情報保護法等の説明会等に併せての周知も考えております。3点目は、デジタルPMOへの資料の掲載も考えております。最後に4点目として、研修機関の活用や個別説明会の実施等も考えております。研修機関の活用については、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）で実務者の研修会を開催しているということでございますので、そちらでお時間を頂くなどして周知を図っていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 表現なのですけれども、社会保障・税番号制度担当者説明会という説明会の名称はもう決まっているのですか。マイナンバー制度と使うようにしていくのかなと思っていたものですから。

○事務局 こちらにつきましては、総務省が主催をしておる説明会でございますので、このような名称になっております。全都道府県で開催をすることになっております。

○嶋田委員 こちらの資料を作るときには、この名称で統一して説明していくという形に

なりますか。

○其田事務局長 資料は、私たちはマイナンバーを使って良いのですが、会議の名前が決まっているというだけでございます。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 別添ができて、これで地方公共団体にそれぞれやってもらうのは大変結構なことなのですが、まず全体に認識を持ってもらった上で、実際にやって、委員会が中間の進行管理みたいなことをきちんとやっていかないと、数が多いですから、なかなか浸透していきませんので、その辺のところも十分注意してください。会合等で説明して、それで足りるということではありませんので、かなり深いところまで浸透していくように工夫していただければと思います。

○其田事務局長 地方公共団体のフォローアップはしっかりやっていきたいと思います。

○堀部委員長 熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 同じような話なのですが、やはりしっかりと浸透することが必要なので、監査の部分が非常に大事だと思っておりますが、これは監査のためのチェックシートを兼ねる形になるのでしょうか。

○其田事務局長 別添が監査の全てを網羅しているとは思いませんけれども、最低限これは見てくださいというものとしては活用していただければと思います。

○熊澤委員 その辺のところも具体的に何か提供できるものがあれば提供してあげたほうがより実施が進むのではないかなと思いますので、御検討いただければと思います。

○其田事務局長 ただいまの点につきましては、この後御議論を頂きます地方公共団体から提出していただく定期的な報告においても少し御紹介をしたいと思います。

○熊澤委員 分かりました。

○堀部委員長 よろしいでしょうか。

では、議題2の地方公共団体に対する説明会等の実施につきましては以上です。ありがとうございました。

次に、議題3「定期的な報告に対する規則の方向性について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 よろしく申し上げます。

地方公共団体等が行う定期的な報告の方向性について、資料3に基づき説明させていただきます。

まず、資料3をご覧ください。

「1. 規則の制定等」でございます。

昨年番号法改正により、同法第28条の3第2項により「特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体及び地方独立行政法人は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、委員会に対して当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取

扱いの状況について報告するものとする」と規定されたことから、規則を定めるものでございます。

規則においては概略を定めさせていただき、様式等、詳細については別途通知により周知させていただきたいと考えております。

「2. 報告の概要」でございます。

報告の主体につきましては、番号法では、報告の主体を地方公共団体及び地方独立行政法人としておりますが、規則においては、ただし書として地方公共団体の組合及び財産区は、基礎項目評価書を委員会に提出したものに限る旨、明記したいと考えております。

地方公共団体につきましては、財産区等特別地方公共団体を含めると7,500以上の団体数となります。番号法改正時の参議院内閣委員会の会議録を見ますと、地方公共団体及び地方独立行政法人の数の問題として、都道府県が47、市町村が1,718、地方独立行政法人が122、合わせて1,900に近い数字になるということがございまして、今回は現実的な対応の中で修正案を考えようということで、検査に代わり定期的な報告という形で修正案に盛り込ませていただいた旨の記録があり、専ら普通地方公共団体及び地方独立行政法人から報告を受けることについて議論がなされております。

一方、改正された番号法では、財産区等の特別地方公共団体を除くという規定がございませんので、漏えい時等において特に影響が大きいと考えられる保護評価を実施している団体から最低限報告を頂きたいと考えております。

そこで、特別地方公共団体のうち保護評価を実施している団体からも報告を求めた場合、おおむね2,000団体が定期的な報告の主体となると考えております。

次に、報告時期につきましては、毎年度、前年度の実績について報告していただくことを考えており、初回は平成28年度の実績として、提出期限は平成29年7月末にしたいと考えております。他の省令や規則においても、定期的な報告については6月末、7月末が多いところですが、地方議会が6月開催ということ踏まえ、7月末が適当ではないかと考えております。

次に、報告内容・方法につきましては、まず、重点項目報告書、全項目報告書についてです。

委員会に提出されている重点項目評価書及び全項目評価書に記載されたリスク対策について、その措置状況、検討すべき事項、課題の有無、対策の必要性等について、事務ごとに委員会に報告するものでございます。定期的な報告では、既に提出済みの保護評価のリスク対策に対してマル・バツ等を記載してもらい、必要に応じて検討事項等を記述してもらうことを考えております。

次に、個別テーマに基づく報告についてです。

委員会が課題と考える事項を個別テーマとして、地方公共団体等から報告を求めるものです。当該テーマについては毎年度見直すことを予定しております。これは、実施機関ごとに提出している基礎項目評価書の事務について特定個人情報の取扱状況を確認し、その

結果を取りまとめ、委員会に報告するものでございます。

次に、報告方法についてです。

本報告の事務負担を軽減するため、マイナンバー保護評価システムの改修を行い、各実施機関が同システムを通じて委員会に直接報告することを考えております。

「3. 地方公共団体からの意見の反映」でございます。

本報告では、新たに地方公共団体に負担を強いることになるわけですが、各地方公共団体の理解と協力があってこそ円滑な運営につながるものと考えており、全国の都道府県及び市区町村に対しまして意見照会を行ったところ、団体ごとに安全管理措置全般の報告を求めることとしていました報告案と、都道府県が市区町村分を取りまとめて報告することとしていた報告手続等について、負担軽減を求める意見が多数寄せられました。これらを踏まえまして、報告内容については、安全管理措置全般について聞くものではなく、個別テーマに的を絞ったものとし、また、報告手続についても都道府県が市区町村分を取りまとめるのではなく、実施機関ごとに報告することができるよう、システム化に向けて検討しております。

○松本企画官 最後に私のほうから補足の説明をさせていただきます。

住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査票がでございます。

これは、J-LISのほうで行っている調査票でございますけれども、内容を見させていただきました。以前、委員長から御示唆いただいて、検討させていただいたものでございますが、住基事務につきまして、技術的安全管理に関するものを中心に131の項目について自己点検を行うものです。また、過去からの平均点の推移が公表されており、平成15年度からなされておりまして、現状では、ここ数年ずっと2.99%ということで、時間が経っておりますので、出来上がっているということで公表されているものでございますが、中身を検証させていただきましたところ、私どものほうで行っております保護評価書の中身で住民基本台帳の安全管理のものもほぼ網羅されているということを確認させていただきました。

また、報告の手法につきましても、保護評価のシステムを使うということで、地方公共団体の方に相当の負担をかけるものではないということを確認しておりますので、今、御説明しました方法で定期的な報告をさせていただきたいと思っております。

補足説明は以上でございます。

○其田事務局長 個別テーマに基づく報告につきましては現時点でのイメージですので、来年の定期的な報告を頂くまでにはこの通知を固めるわけなのですが、これは今年度の地方公共団体に入る立入検査の結果なども踏まえまして、また、どういうものを報告として求めるのがいいか最終的に検討していきたいと思っております。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 J-LISの自己点検の過去13年間における点検結果と平均点を見ると、やはり最初の5年ぐらいはいろいろとごたごたするのですけれども、5年ぐらい経つと大体定着して慣れてくるのですね。だから、マイナンバーについてもそのぐらいの期間を考えながらじっくりやっつけていかなければいけないのではないかと思います。しっかりお願いします。

○松本企画官 報告と検査の両面で、情報を把握した上で対応してまいりたいと考えております。

○堀部委員長 住民基本台帳ネットワークシステムが本格稼働したのが2003年ですので、これは、それ以来の状況です。

丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 1つだけ質問です。先ほどの御説明では、個別テーマに基づく報告に関しては、今ここに仮に置いてあるけれども、今後の検査によってまた変わってくると御説明がありましたけれども、それがすごくいいと思うのです。反映したものを、要は、この自治体でできないことは別の自治体でもできないだろうという判断なので、それはグッドだと思うのですけれども、いつごろまでに固めるのですか。

○其田事務局長 通知を地方自治体に出すタイミングになりますので、来年の3月から4月ぐらいの間になろうかと思います。

○丹野委員 分かりました。結構です。

○堀部委員長 阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 チェックについても最初の段階では、基本的なことで大事なことが中心になると思うのですけれども、現実には大事なところでなくて、ごく当たり前のところで問題があるというのが幾つか出ていた訳ですが、その部分についてはどういう具合にチェックするのか何かいいアイデアはありますか。

○松本企画官 基本的には、個別テーマのところを考えておまして、住基の平均点が2.99%でございますが、多分、番号を使う業務というのは毎年当然同じ業務でございますけれども、それについて毎年同じ報告を求めても、2.99%とかそういう満点に近いものになっていきますので、そうではなくて、検査で把握して、今、阿部委員からおっしゃっていただきましたが、特定個人情報を直接取り扱う訳ではないのですけれども、こういうところに問題がありますよというものを個別テーマに基づく報告にどんどん盛り込むことによって注意喚起をするとともに、自己点検等に使っていただきたいと考えてございます。

○其田事務局長 個別テーマに基づく報告の現時点でのイメージは、研修はやってますと通常ある中にサイバーセキュリティを入れていきますとか、研修をやっているというのですが、それだけでは不十分で、漏れなく行われるようにする、つまり誰がやったか記録していますかというかなりディテールが具体的な手段、ツールを質問の中に盛り込んでいこうかということで、今、検討しています。

○嶋田委員 そういう意味では、質問を作成する側も気合を入れて問題点を選別していかないといけませんね。常に新たな視点で質問表を提示していくのは、大変な作業になります

しょうが、是非お願いいたします。

○堀部委員長 阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 チェックするときに、本来ならば、担当者全員にしっかりと全部やっていただければいいのだけれども、例えば研修を5回やって、出席率がどのぐらいか分からないけれども、とにかくこれだけやりましたと報告では良く見せようとする力が働くので、その辺を十分にチェックしていかないと、本当には浸透していかないかもしれませんね。

○松本企画官 まさしく御指摘を頂いたとおりでございます。先ほど検査実施方針のときに、自治体を選定する場合に特性と御説明させていただきましたけれども、そこは苦情相談あつせん窓口であれ、漏えい事案等の報告であれ、そういった情報が我々に入ってきた。一方、定期報告で見ると全てマルになっている。そういうところをチェックした上で検査の対象にしていくかということも選択的にしていく一つの手法にしたいと思っています。

○堀部委員長 熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 定期的な報告は保護評価書を提出したところに対して求めるということですね。

○松本企画官 そうです。

○熊澤委員 保護評価書を提出していないところは特に何もやらないのですか。

○其田事務局長 対象人数が1,000件未満ですと保護評価をやらなくていいので、対象から外れるわけですが、法定事項である保護評価すらも求めているのに、定期的な報告を求めるのは余りにも地方公共団体の事務負担が多いだろうということで、そこはいろいろな情報などを見ながら、個別に対応したいと考えています。

○熊澤委員 やはり内部監査をしっかりやってくださいという話だと思うので、そういうところに簡易的にすぐにできるようなツールを与えてあげるとするのはすごくいいのかなと思います。小さいところは1人の担当者がいろいろなことをやっていると聞いていますので、そういったことも踏まえて、できるといいかなと思っています。

○堀部委員長 特に修正の御指摘はありませんでしたので、事務局におきましては、この方向性で更に検討を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移ります。

4「その他」、出張の報告についてです。事務局から報告をお願いします。

○事務局 先日行ってまいりました英国出張の報告を行います。

今月4日から6日まで、英国ケンブリッジにおいて開催されましたプライバシー・ロー&ビジネス(Privacy Laws & Business)主催の年次国際会合へ、堀部委員長、坂巻参事官、他事務局職員1名とで参加してまいりました。

この会合は、各国のデータ保護機関、有識者及び事業者が最近の個人情報の保護に関する課題の情報を共有することを目的として、年1回開催されているものです。

今回の会合には、各国のデータ保護機関と有識者、それから事業者等約180名が参加して

おりました。データ保護機関としましては、当委員会のほかにも、英国、フランス、ベルギー、カナダ、カナダ・ブリティッシュコロンビア州、シンガポール、EUのデータ保護監察官から職員等が参加されておりました。

今回の会合の主な内容ですけれども、EU一般データ保護規則の内容及びその施行に向けた執行当局及び事業者における取組、米EUプライバシーシールドの内容、ドイツ、トルコ、ロシア、アジア諸国における個人情報保護法制、GPEN（グローバル・プライバシー執行ネットワーク）における取組、サイバーセキュリティなどについてそれぞれ紹介がありまして、議論が行われました。

当委員会からは、まず、堀部委員長から我が国の個人情報保護法制について御紹介いただきまして、坂巻参事官からは改正個人情報保護法の内容について紹介しました。これに対しまして参加者から、個人情報の定義に関する質問があったり、今後、執行協力ができるようになることを歓迎するという旨の意見が出るなど、当委員会や我が国の制度に対する関心の高さがうかがわれました。

私からの報告は以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

今回は、第29回目ということでした。私は、第2回の1989年のときに、その当時の日本の状況についてスピーチしてほしいということで参加したことがあります。その時点でも、ヨーロッパ諸国では個人データ保護法ができ、第三者機関が置かれるという状況でしたが、日本の場合はそういうものとは違う形で進んできたということの説明等もしまして、これまでも日本の制度と諸外国の制度との共通性と特殊性のようなことは随分説明をしてきました。

日本の様々な状況については、これまで説明したり、書いたり、様々な機会に海外に発信してまいりましたが、今回、どういうテーマにするかということで、主催者と話し合ったところ、データ保護機関がジャパニーズ・プライバシー・ロー&カルチャーを解釈して、どのように権限を行使していくかというテーマで話してほしいということでした。歴史を話さないと日本の特殊性はなかなか理解されませんので、それについて話しました。

日本の動きに対しましても、先ほどありましたようなことで非常に関心がありましたし、他の場でも日本の状況について、情報発信する必要があります。補足いたしましたが、何か質問があればしていただければと思います。

どうぞ、嶋田委員。

○嶋田委員 個人情報の定義に関する質問というのは具体的にはどのような質問だったのですか。

○事務局 具体的には、日本の個人情報の定義はEUと比べて広いのか、狭いのか、限定的なのかということだったのですけれども、そこは委員長からも日本がOECDの原則に基づいて法律をつくっていますという御説明をしていただいたのと、あと、坂巻参事官からも狭くはないという説明をし、個人と紐づくものであれば何でも個人情報になりますという

形で説明しています。

○堀部委員長 パーソナルデータというように英語で言っている場合が多いのですが、定義が違いますと、お互いに共通理解ができなくなりますので、日本ではどういう定義になっているのかというのはとても関心があるところで、今度の改正で個人識別符合なども入ってきております。そういう細かいところまでは説明する時間はありませんでしたけれども、基本的なところは理解してもらえたと思います。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 各国の定義の一覧表か何かはあるのですか。日本語に訳さなくても、原文のままに対比させたものが欲しいですね。読み方はいろいろあるでしょうから、日本語に訳してしまうとまたずれてきたりするのです。

○堀部委員長 では、時間を見て、そういうものを考えてみたいと思います。

他にいかがでしょうか。

それでは、本日の議題は以上です。

本日の会議の資料につきましては、速やかに委員会のホームページに公表したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

本日の会議は閉会といたします。

今後の予定につきまして、福浦総務課長からお願いいたします。

○福浦総務課長 次回ですが、7月29日金曜日の14時から、この会議室で行う予定となっております。

本日の資料につきましては、ただいまの御決定どおり取り扱いたいと思っております。

本日は、まことにありがとうございました。